## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市文化関係大会等出場激励金
補助の区分	事業補助(事業補助)
補助の概要	文化の分野における国際大会、全国大会その他これらの大会に準ずるもの(以下「大会等」という。)への積極的な参加を促し、市民の文化活動の振興に寄与することを目的として激励金を交付する。
補助事業者	市内に住所を有し、大会等に出場する個人等
補助対象経費	-
類似補助の有無	有り(※一部類似)
	○同種の補助金の統合検討
	佐渡市立学校の児童及び生徒の文化及び体育活動費補助金要綱
補助金額(定額、上限、下限等)	高校生以下:1人につき1万円(県内開催大会等は5千円) その他は1人につき5千円、団体の場合は20人以内 〇少額(5万円以下)補助金の理由
	激励を趣旨とし、不足分を補うという補助金の趣旨と異なるため。
補助率等	定額補助 ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標 <del>等</del>	A 数値化
	文化関係大会等への出場
	○目標に対する費用対効果(計算式) 出場者がマスコミ等で取り上げられることで、佐渡の文化活動の水準の高さがメディア を通じて全国に発信され、佐渡の宣伝効果や交流人口等の増加に繋がる。
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
  補助制度開始	平成30年4月1日
 見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日 ○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段)
	市ホームページ等で募集
(担当部署) 事業担当 (電話番号)	社会教育課佐渡学センター
	0259-52-2447